

# 海外資産調査の情報源～租税条約による情報交換制度～



## ●世界101の国と地域から集まる情報とは？

### ◆CRS情報（金融口座情報）とは？

各国の銀行、証券・保険会社等が“CRS情報”  
★口座保有者の氏名・住所、★納税者番号、★口座残高、★利子・配当等の年間受取総額等を国に報告、この内容が各国で情報交換されます。

日本は2026年1月現在、101カ国・地域からCRS情報（口座残高17.7兆円）を受領し、他方で84カ国・地域へCRS情報（口座残高8.1兆円）を提供しています。

受領する地域別では、アジアが7割弱を占め、次いで中東アフリカ（17%）、欧州（12%）の順。



### ◆CbCR（国別報告書）の自動的情報交換

多国籍企業グループについては、国ごとの収入金額や納付税額の配分状況などについてCbCR（国別報告書）がまとめられ、加盟国の税務当局と定期的に自動的情報交換をしています。

2024年度は、海外から1,875件を受領し、日本からは981件を提供しました。

### 海外から入手した自動的情報交換件数の推移



### ◆法定調書情報の交換

法定調書からは、非居住者あての①利子、②配当、③不動産賃借料、④無形資産の使用料、⑤給与・報酬、⑥株式の譲受対価等”の支払いについての情報を交換しています。

2024事務年度の国外からの受領件数は12万7千件（前年13万件）、国外への提供件数は92万件（同75万件）でした。

## ●海外取引調査のさまざまな場面で活用

### ◆国外での賃貸収入の申告洩れ

CRS情報をきっかけに、国外からの多額の送金があるほか、国外金融機関の口座保有が見込まれて、調査を実施。

国外不動産の賃貸収入があることや、国外口座に投資信託の運用収益があることが発覚。

- 申告洩れ所得金額：2億6,100万円
- 追徴税額（加算税込み）：1億1,600万円



### ◆非協力的な調査対象者への調査

X国のCRS情報から、会社員AがX国内の証券口座で株式の配当収入等を得ていることを把握。

Aは口座保有は認めたものの、所得計算に必要な資料提供に応じなかったため、X国税務当局へ情報提供を依頼。配当所得と株式等の譲渡所得の金額を算定して課税が行われた。



### ◆海外法人を悪用した水増し仕入れ



衣料品卸売業の法人AはY国法人から商品を仕入れている。軽課税国のX国のCRS情報から、法人Aと同一住所地で開設されたX国法人名義の預金口座があることが把握された。

調査の結果、Y国からの仕入れは実態のないX国法人を介在させて仕入単価の水増しにより、A社の利益を圧縮していたことが発覚した。また、資金はB名義口座にプールされていた。

- 申告もれ所得金額：4億9,000万円
- 追徴税額（重加算あり）：1億4,000万円

### ◆情報提供により架空仕入の実態を把握

B社はY国法人H社からの製品仕入取引を損金計上していたが、仕入取引を証明する書類の提示がないため、Y国税務当局へH社の総勘定元帳及び取引契約書等の情報提供を要請。製品仕入の事実がなく、架空計上であることが発覚した。